

平成 30 年 4 月 26 日

広島県交通対策協議会構成機関の長 様

広島県交通対策協議会長  
広 島 県 知 事 湯 崎 英 彦  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕  
交通安全対策室

「自転車マナーアップ強化月間」の実施について（通知）

このことについては、広島県交通対策協議会交通安全対策部会幹事会において承認された別紙「自転車マナーアップ強化月間実施要綱」により、実施します。

ついては、この運動の趣旨を踏まえ、効果的な運動を実施してください。  
なお、ポスター・チラシを送付しますのでご活用ください。

※ ポスターは別途送付します。

担 当：環境県民局県民活動課交通安全グループ  
電 話：082-513-2723  
(担当者 中武)



# 自転車マナーアップ強化月間実施要綱

## 1 目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上により、交通事故防止と危険・迷惑行為の防止を期し、県民運動として取組むもの。

## 2 期間

平成 30 年 5 月 1 日（火）～5 月 31 日（木）

## 3 主催

広島県交通対策協議会

## 4 スローガン

『手軽でも 重いよ自転車 その責任』

## 5 重点項目

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- (2) 自転車の安全性の確保
- (3) 自転車及び歩行者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

## 6 重点項目の主な推進内容

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守と交通マナーの向上
  - ア 車道の左側通行等自転車通行方法の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底
  - イ 二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドフォン使用等の危険性の再認識による安全通行の徹底
  - ウ 夜間等における前照灯の早めの点灯の促進
  - エ 交差点等における信号遵守、一時停止、安全確認の徹底
  - オ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗自転車の安全利用の促進
- (2) 自転車の安全性の確保
  - ア 自転車の点検整備の励行
  - イ 自転車事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発
  - ウ 反射材用品等の活用促進
- (3) 自転車及び歩行者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
  - ア 自転車の通行に係る危険箇所の点検・整備の促進
  - イ 歩道、駅周辺、商店街等における迷惑駐輪・放置自転車の解消促進

## 7 運動の進め方

### (1) 主催機関・団体は

- 組織の特性を生かして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育を実施するほか、街頭キャンペーン、街頭指導・保護誘導活動を実施する。
- 新聞・テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、広報誌等、各種広報媒体を活用して広報啓発活動を活発に展開するとともに、自転車事故情報及び事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。
- 所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知させ自転車乗用時の交通ルールの遵守など、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

## (2) 市町は

- 民間交通安全団体、交通ボランティア等との幅広い連携を図り、地域の自転車事故実態や走行実態を踏まえた住民参加型のきめ細やかな運動を実施する。
- あらゆる広報媒体を活用し、地域住民はもとより関連施設や学校等に対して、自転車事故情報及び事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。

## 8 運動の取り組み方

### (1) 地域・家庭では

- 自転車による事故の危険性や責任の重大性について家族で話し合い、交通ルールとマナーへの意識を高める。
- 家族が出かける際には、交通事故に遭わないように交通安全の声掛けを行う。
- 子供が自転車を運転するときや子供を自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させる。
- 道路管理者等とともに地域の自転車通行に係る危険箇所の点検を行い、その把握と解消に努める。

### (2) 保育所・幼稚園・小学校では

- 参加・体験・実践型の子供と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催して、「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用などの交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。
- 保護者に対する幼児・児童の自転車乗用時における自転車用ヘルメットの着用と幼児二人乗用自転車の安全利用の徹底を図る。

### (3) 中学校・高等学校では

- 中・高校生が当事者となった自転車事故の実例を説明し、交通ルールを守らなかった場合の危険性及び責任に重大性を理解させ、安全に自転車を利用するため必要な技能と知識を再確認させる。
- 生徒に対する参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用などの交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。

### (4) 職場では

- 社内広報誌等を活用して本運動の趣旨や重点等を周知させるとともに、自転車事故情報及び事故実態に応じた事故防止対策等に関するきめ細かい情報提供を行うなど積極的な広報啓発活動を実施する。
- 自転車通勤者に対する社内広報誌等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用などの交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。

### (5) 自転車利用者は

- 車道の左側を通行するなど、自転車は車両であることを認識し「自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールの遵守を徹底する。
- 反射材を積極的に活用する。
- 日頃から自転車の点検整備を励行する。
- 自転車事故被害者救済のための保険に加入するよう努める。
- 通行の妨げとなる、迷惑駐輪や自転車放置をしない。

### (6) 運転者は

- 自転車を見かけたときは危険を予測し、自転車の動きに注意して速度を落とすなど「思いやり運転」を心がける。